国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費補助金	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	一二
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	
独立行政法人家畜改良センター施設整備費補助金	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一四
	その他のもの	一七
農業・食品産業強化対策整備交付金	木造又は合成樹脂造のもの	二四
	事務所用のもの及び左記以外のもの	
農業・食品産業強化対策推進交付金	寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二二
農林水産業環境政策推進事業費補助金	変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの	一七
農林水産業環境政策推進交付金	病院用のもの	一七
農林水産業環境政策技術開発推進交付金	公衆浴場用のもの	一二
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
農林水産業環境政策推進整備交付金	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	九
日本型直接支払交付金	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一一
	その他のもの	一五
諸土地改良事業費補助	木骨モルタル造のもの	二二
	事務所用のもの及び左記以外のもの	
土地改良施設管理費補助	寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二〇
農業競争力強化基盤整備事業費補助	変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの	一五
中山間総合整備事業費補助	病院用のもの	一五
	公衆浴場用のもの	一一
農村整備事業費補助	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
農村地域防災減災事業費補助	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	七
農山漁村活性化対策整備交付金	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一〇
農山漁村活性化対策推進交付金	その他のもの	一四
農山漁村情報通信環境整備交付金	簡易建物	
農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備に係るものに限る。）	木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	一〇
	掘立造のもの及び仮設のもの	七

農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金	建物附属設備	
農業用施設等災害復旧事業費補助	電気設備（照明設備を含む。）	六
農業用施設等災害関連事業費補助	蓄電池電源設備	
	その他のもの	一五
農林水産業施設災害復旧事業費補助金	給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
農林水産業施設災害関連事業費補助金	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
農林水産業施設災害地方公共団体補助金	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	一三
	その他のもの	一五
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金	昇降機設備	
農林水産業施設災害関連事業費補助金	エレベーター	一七
農林水産業施設災害地方公共団体補助金	エスカレーター	一五
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター施設整備費補助金	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
農林水産業施設災害復旧事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。）	エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	一二
国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費補助金	アーケード又は日よけ設備	
森林資源地方公共団体管理費補助金	主として金属製のもの	一五
政府開発援助国際林業協力事業費補助金	その他のもの	八
国際林業協力技術開発事業費補助金	可動間仕切り	
森林整備・保全費補助金	簡易なもの	三
森林整備・保全地方公共団体事業費補助金	その他のもの	一五
森林病害虫等防除事業費補助金	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
保安林整備事業費等補助金	主として金属製のもの	一八
林業普及指導事業交付金	その他のもの	一〇
林業振興事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。）	構築物	
森林・山村多面的機能発揮対策交付金	その他の鉄道用又は軌道用のもの	一五
	軌条及びその附属品並びにまくら木	
	その他のもの	三〇
	農林業用のもの	
	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	一四
	果樹棚又はホップ棚	一七
	その他のもの	一四
	主として金属造のもの	一〇
	主として木造のもの	五
	土管を主としたもの	一四
	その他のもの	八